

南相木村簡易水道事業経営戦略

計画期間：平成 31 年度 ~ 平成 40 年度
(2019 年度 ~ 2028 年度)

平成 30 年 11 月

長野県南佐久郡南相木村

目次

1	事業概要	1
	（1）事業の現況	1
	（2）これまでの主な経営健全化の取組	3
	（3）経営比較分析表を活用した現状分析	4
2	将来の事業環境	9
	（1）給水人口の予測	9
	（2）水需要の予測	10
	（3）料金収入の見通し	10
	（4）施設の見通し	11
	（5）組織の見通し	14
3	経営の基本方針	15
	（1）水道施設の維持	15
	（2）災害時の対応	15
	（3）経営健全化の取り組み	15
4	投資・財政計画（収支計画）	16
	（1）投資・財政計画（収支計画）	16
	（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	16
	（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	19
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	19
	投資・財政（収支）計画	20
	経営比較分析表	22

1 事業概要

(1) 事業の現況

給水

供用開始年月日	昭和 40 年 4 月 1 日	計画給水人口	1,400 人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	非適	現在給水人口	960 人
		有収水量密度	314.90 m ³ /ha

施設

水源	表流水	ダム	<input checked="" type="checkbox"/> 伏流水	<input checked="" type="checkbox"/> 地下水	受水	その他
施設数	浄水場設置数	なし	配水池設置数	8	管路延長	42,576m
施設能力	700 m ³ /日	施設利用率	78.44%			

料金

基本料金には 10 m³までの使用量を含み、10 m³を超える超過使用水量については超過料金単価を乗じて算定する従量料金を組み合わせています(別途、量水器使用料が加算されます。)。また、空家・別荘の給水装置使用者については、使用量に関わりなく一定額を料金として徴収しています。なお、基本料金に口径別料金設定はありません。

料金(1か月あたり)			
基本料金		超過料金 (基本水量を超える 1 m ³ について)	メーター使用料
基本水量	料金	1 m ³ を超えるもの	1 個につき
10 m ³	700 円	70 円	70 円

臨時給水装置 使用水量に 140/m³(消費税別)を乗じて得た額
給水装置があつて個人の都合で休止(別荘などを含む)をした場合 月額 700 円(消費税別)

直近の料金改定(消費税率の変更に伴うものを除く)は、平成 26 年 4 月 1 日です。

水需要の状況

給水人口は過去から減少してきており、有収水量についても給水人口の減少に伴い減少傾向にあります（図1）。

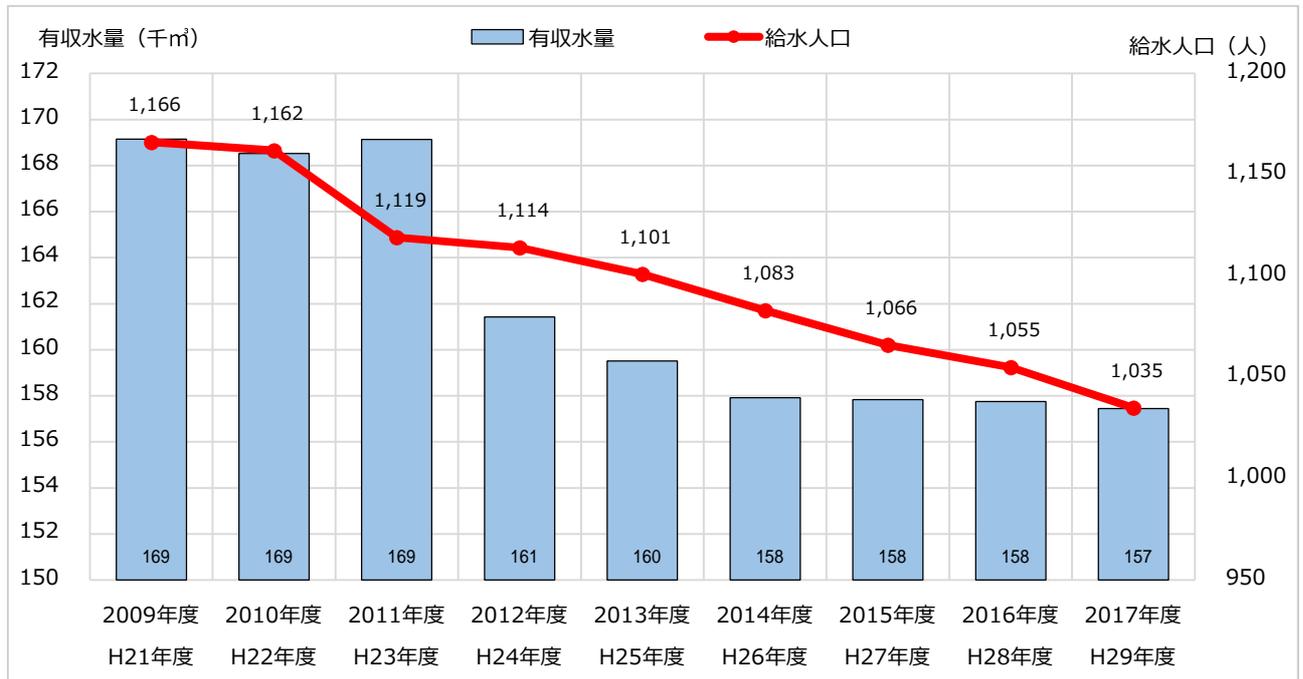


図 1 水需要の状況

組織

簡易水道事業は振興課建設係が所管し、建設係職員 1 名が主に担当しています。担当者は簡易水道以外の業務も兼務しています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

地方債残高の減少

平成21年度から平成29年度までの9年間で新たに発行した地方債は平成25年度の800万円のみです。地方債発行の抑制により、地方債残高は減少してきています。残高の減少に伴い支払利息も減少しています(図2)。

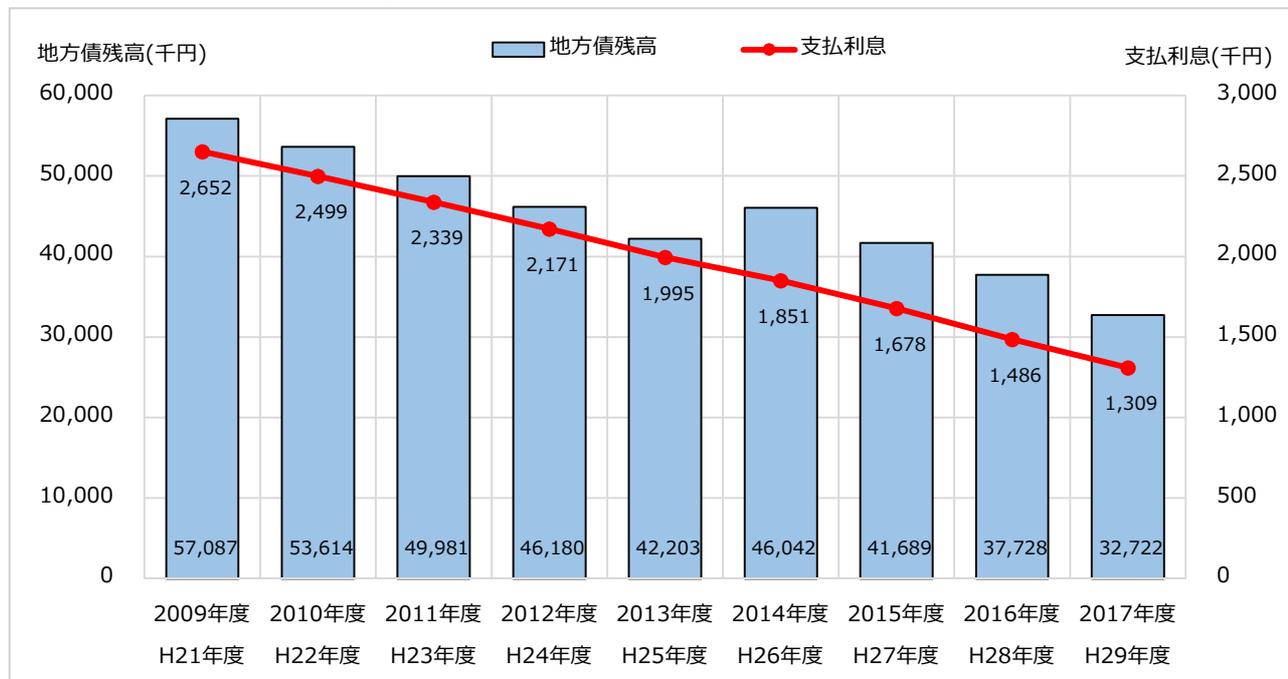


図2 地方債残高と支払利息

経営合理化

経営の効率化を図るため、水道の担当職員は水道以外の業務を兼務することで実質的に人件費を削減し、また水道料金システムの導入による料金徴収業務の効率化や、水質検査の共同実施により間接経費の削減に取り組んできましたが、老朽化した設備投資による財政負担の増加や人口減少に伴う収入の減少など厳しい経営環境にあります。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析
経営比較分析表は別紙参照

収益的収支比率について

南相木村の収益的収支比率は 74.8% (平成 29 年度末時点) であり、概ね全国の類似規模団体と同水準です。但し、収益的収支比率が 100% を下回っているということは、経常的な収益だけでは水道事業の運営に必要な費用を確保できていないことになります。不足する額は一般会計からの繰入金で補てんをしている状態です (図 3)。

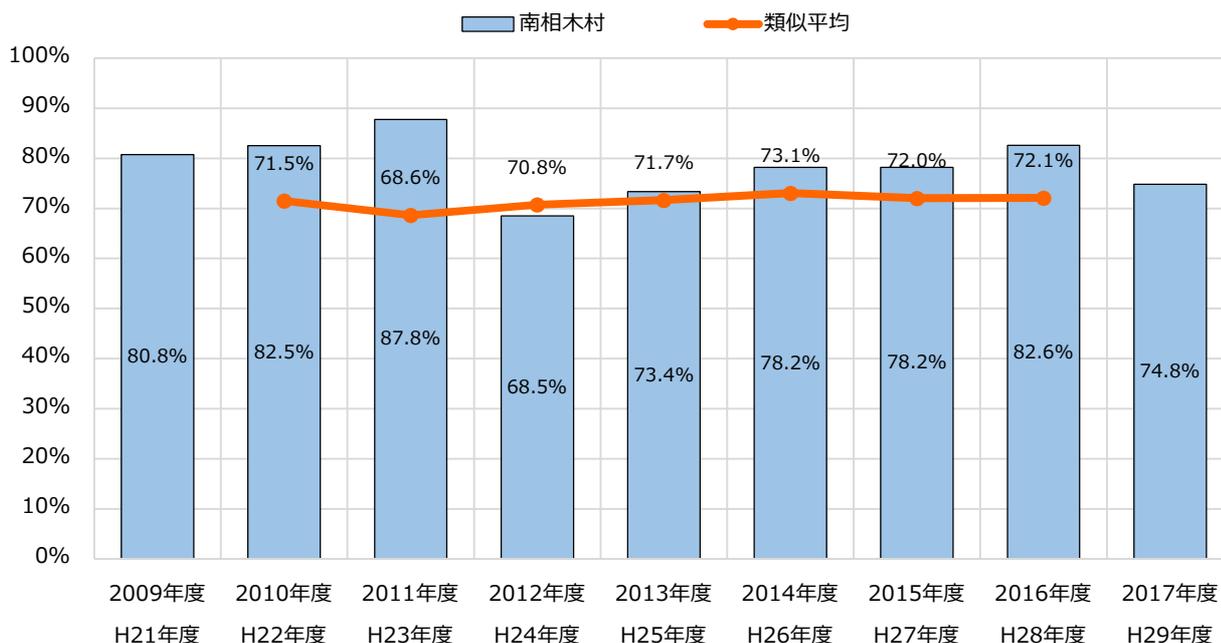


図 3 収益的収支比率

平均値は、全国の類似規模団体の数値です。経営戦略時点では平成 28 年度分までが公表されているため、比較の対象は平成 28 年度以前の数値となります (以下同じ。)

地方債残高対給水収益比率

南相木村の地方債残高対給水収益比率は304.6%（3倍）となっています。料金収入すべてを地方債の償還に充てるとすれば完済までには約3年を要することになります。類似規模団体と比較すると1/5程度の水準となっており、事業規模に比べれば残高は少ない状況です（図4）。

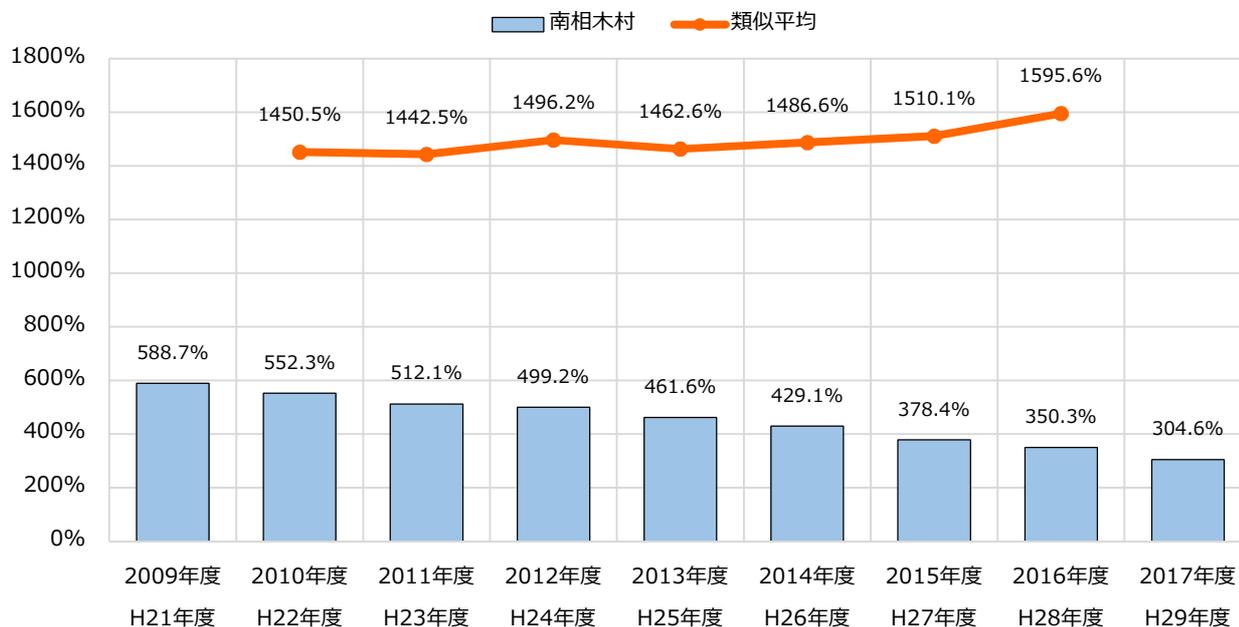


図4 地方債残高対給水収益比率

地方債残高

地方債残高は、年々減少しており非常に少ない状況です。但し、今後、老朽化した資産の更新投資が増加することが見込まれ、人口の減少による料金収入の減少が見込まれる状況下では、更新投資の財源として地方債を活用することが不可欠です。地方債は将来世代の負担になりますので、現役世代と将来世代の負担をバランスさせることが求められます（図5）。

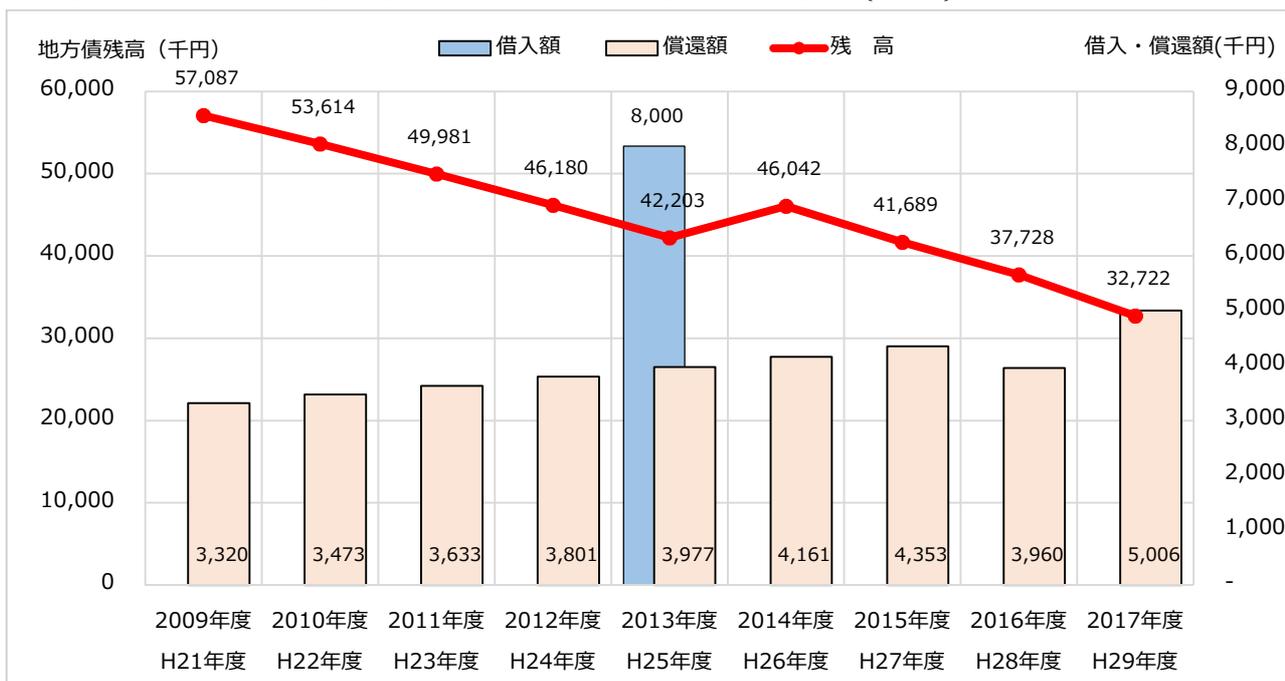


図5 地方債の状況

給水原価について

南相木村の1 m³あたりの給水原価は135.56円となっています。

近年増加しているのは、維持管理費が上昇していることが原因となっています（図6）。

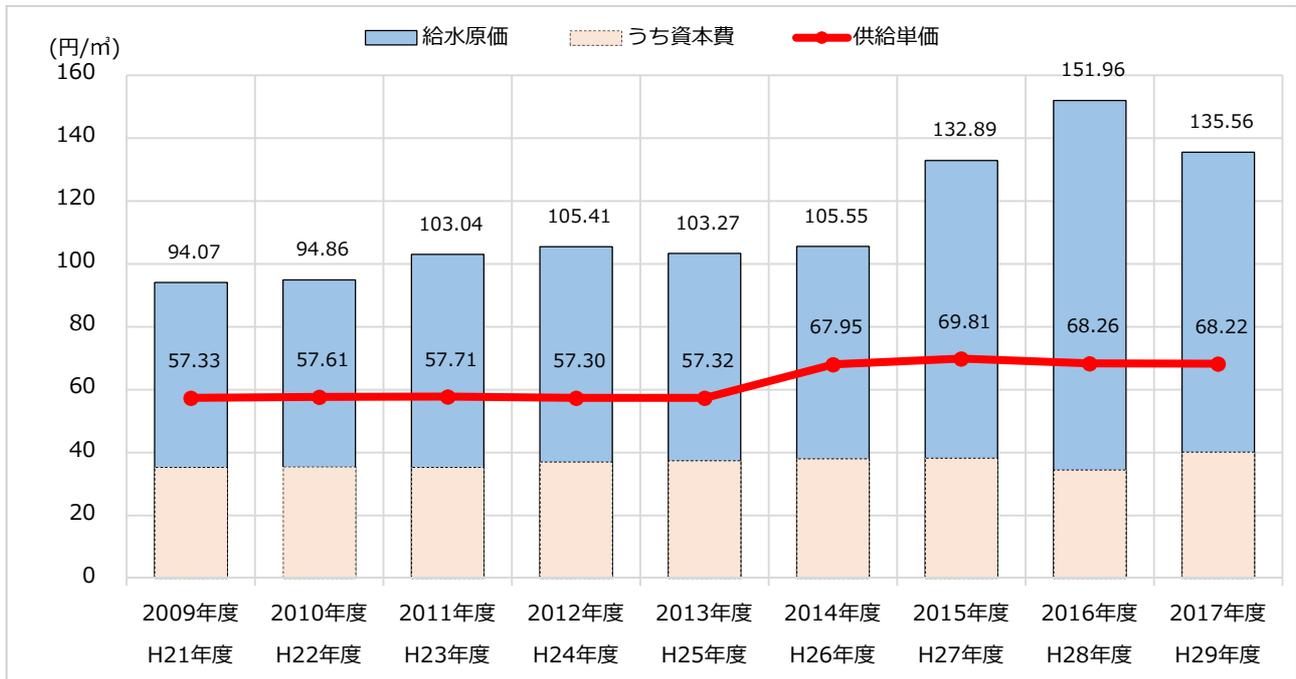


図6 給水原価と供給単価

有収水量及び有収率について

南相木村の有収率は、類似規模団体の平均と比べると高く推移していますが、現在80%程度ということは、供給水量の内、約20%程度は収入に結びついていないことになります。原因の調査を通して有収率の向上が求められます（図7）。

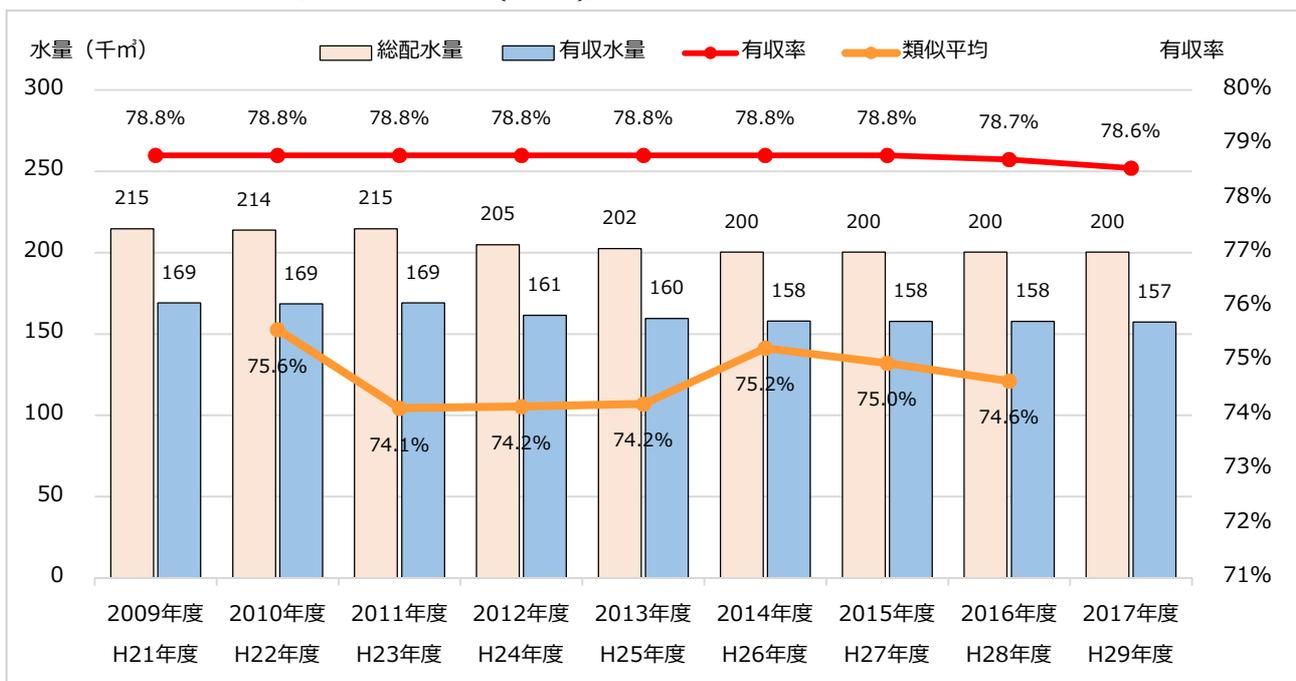


図7 有収水量と有収率

収納率について

南相木村の現年度分の収納率は 99%以上を維持しており、ほぼ完納の状態です。この高い収納率を維持することが求められます（図 8）。

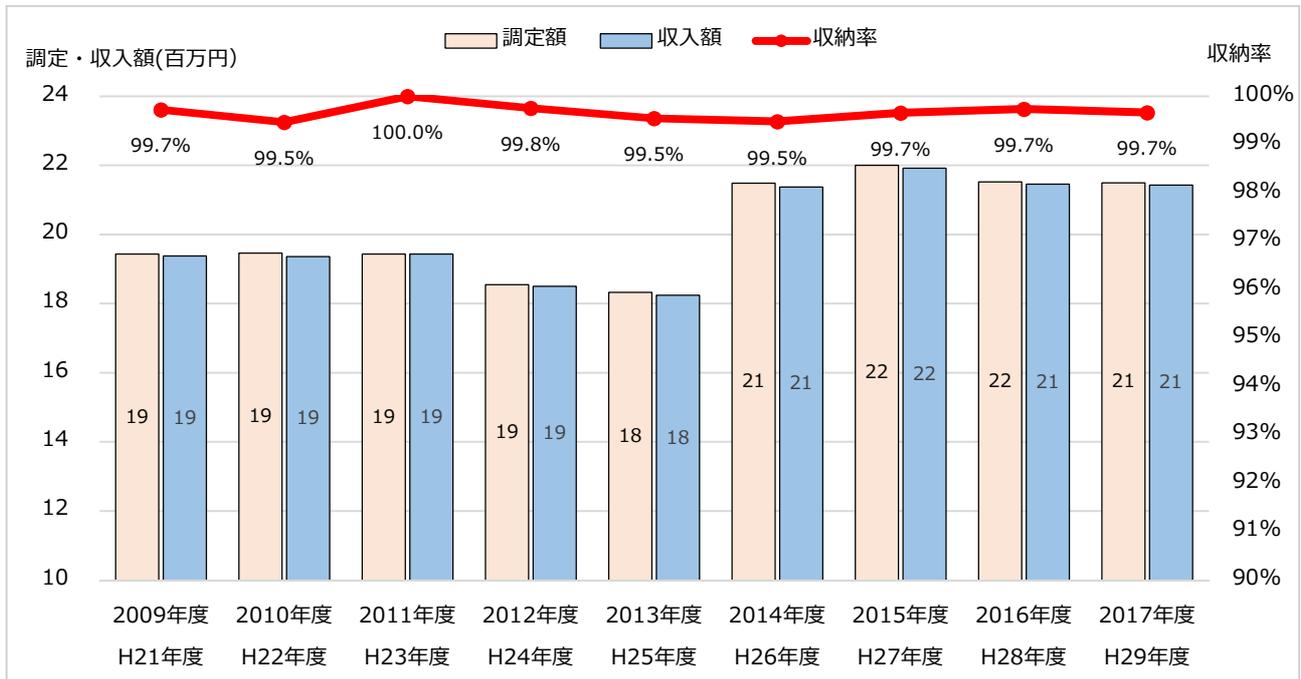


図 8 収納率

料金回収率について

料金回収率は、給水原価がどの程度料金収入で賄えているかを表した指標で、100%を下回っていれば料金収入では給水原価を回収できていないことになります。

南相木村の料金回収率は減少傾向にあり、平成 29 年度の回収率は 50.3%となっています。

仮に料金収入で給水原価を回収しようとした場合は、現在の料金水準から約 2 倍にすることが必要になります。（図 9）

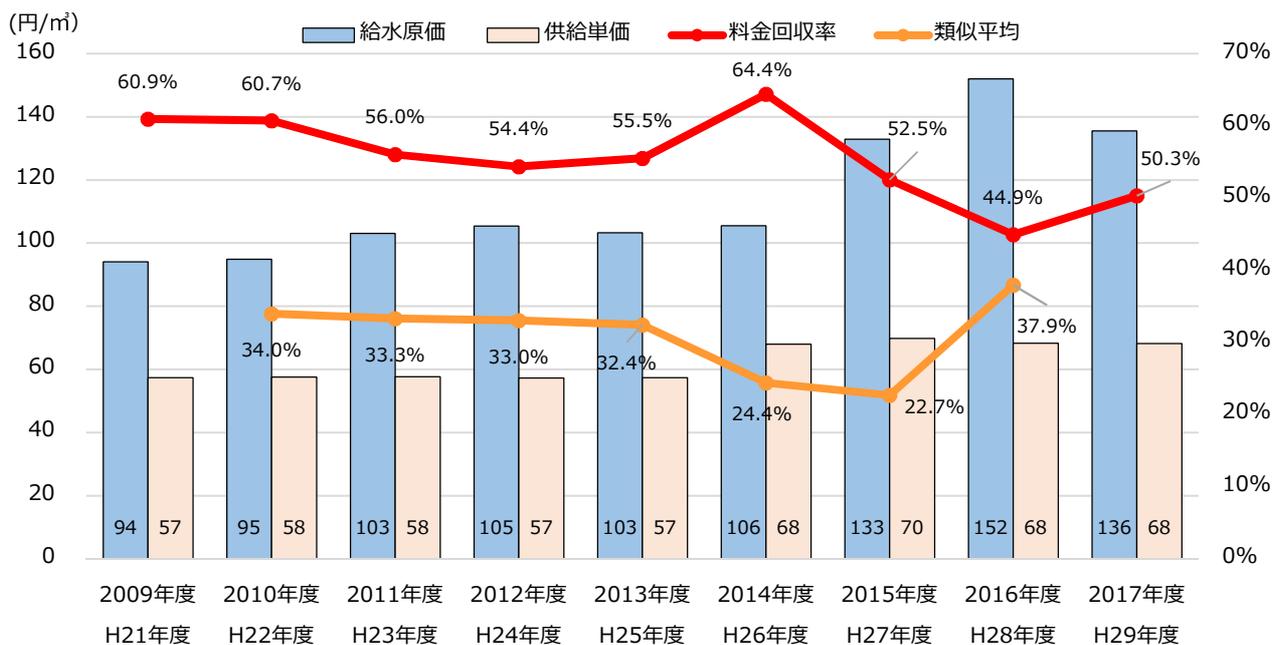


図 9 料金回収率

施設利用率について

施設利用率は、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的には高い数値であることが望まれます。類似規模団体の平均に比べ高い状態です（図10）。

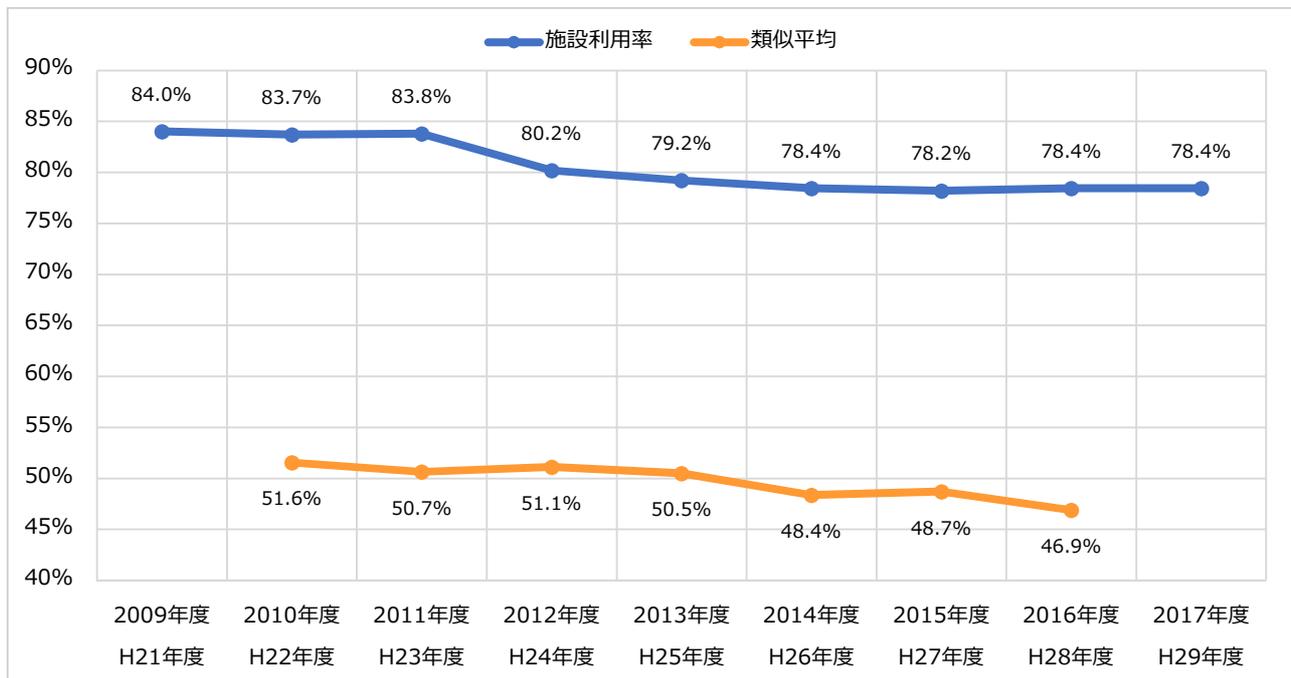


図10 施設利用率

2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

南相木村人口ビジョンの人口推計を参考に、給水人口の変動を予測しています(図11)

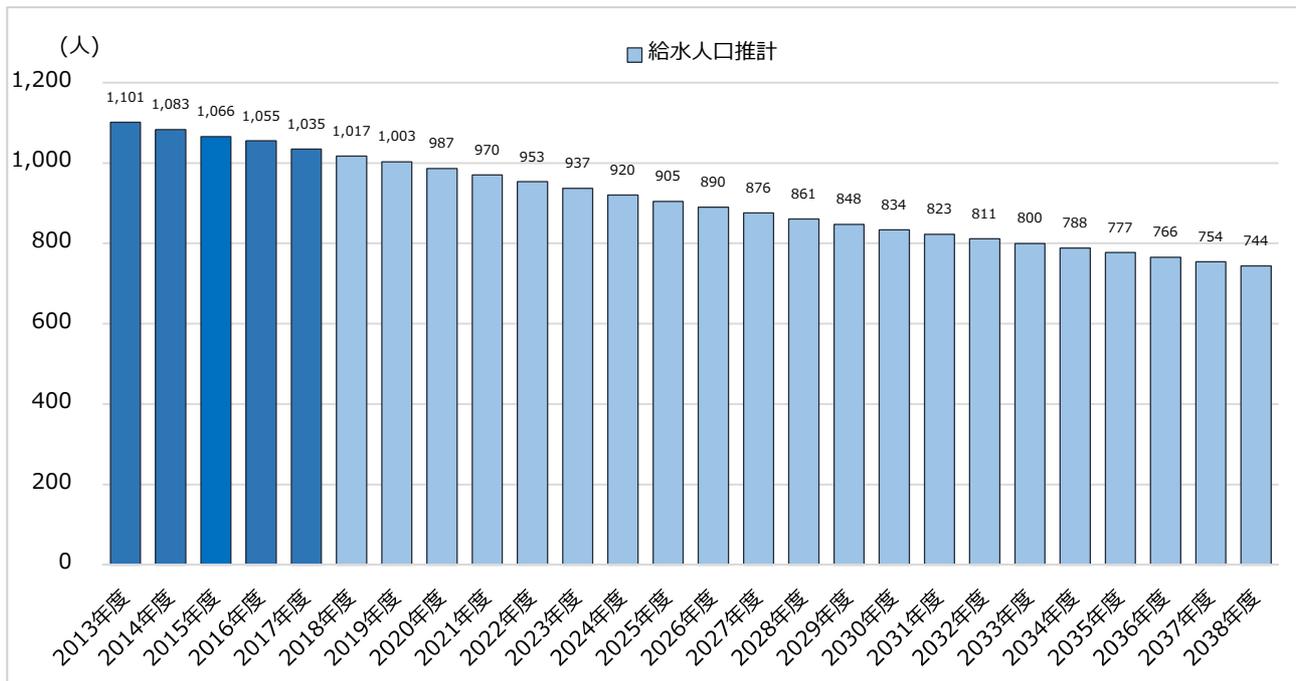
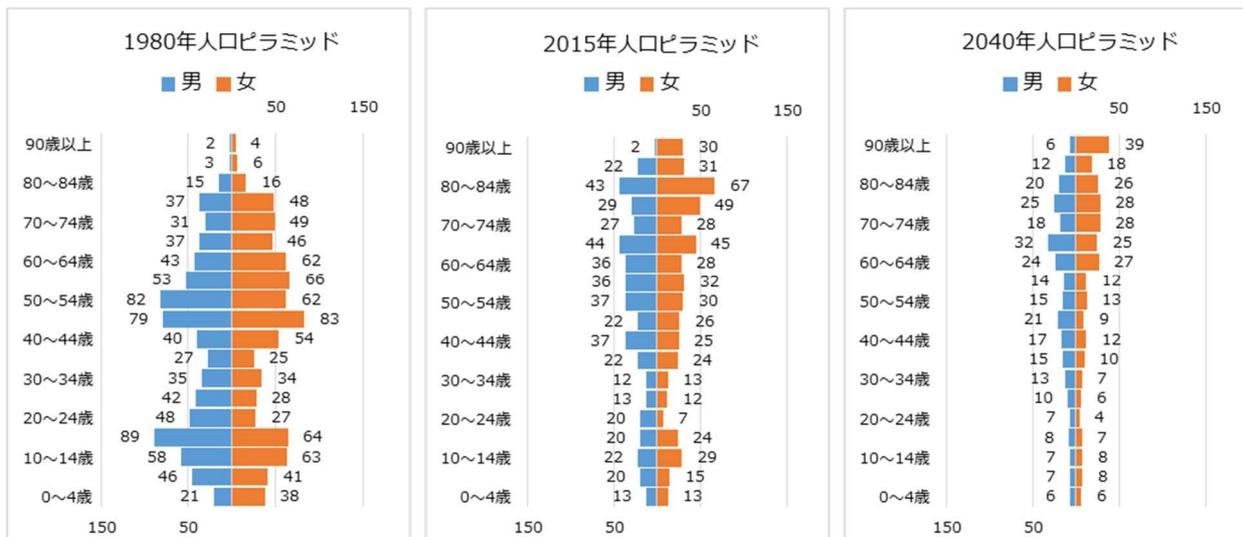


図11 給水人口推移

南相木村の人口は、減少傾向が続いています。南相木村公共施設等総合管理計画(平成29年3月)では2022年度に901人、2028年度では830人と推計しています。

給水人口も、南相木村公共施設総合管理計画で想定する人口の減少と同水準で減少すると想定しています。

(参考) 南相木村の年代別人口推計(人口ピラミッド)(人)



出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 水需要の予測

有収水量の予測については、過去の1人あたり有収水量の実績を基に、給水人口の推計や年間日数を加味する方法で予測しています。給水人口の減少が想定されていることから水需要も減少していくことが予測され、2017年度の有収水量は157 m³ですが、2038年度に115 m³まで減少(26.8%)することが見込まれます(図12)。

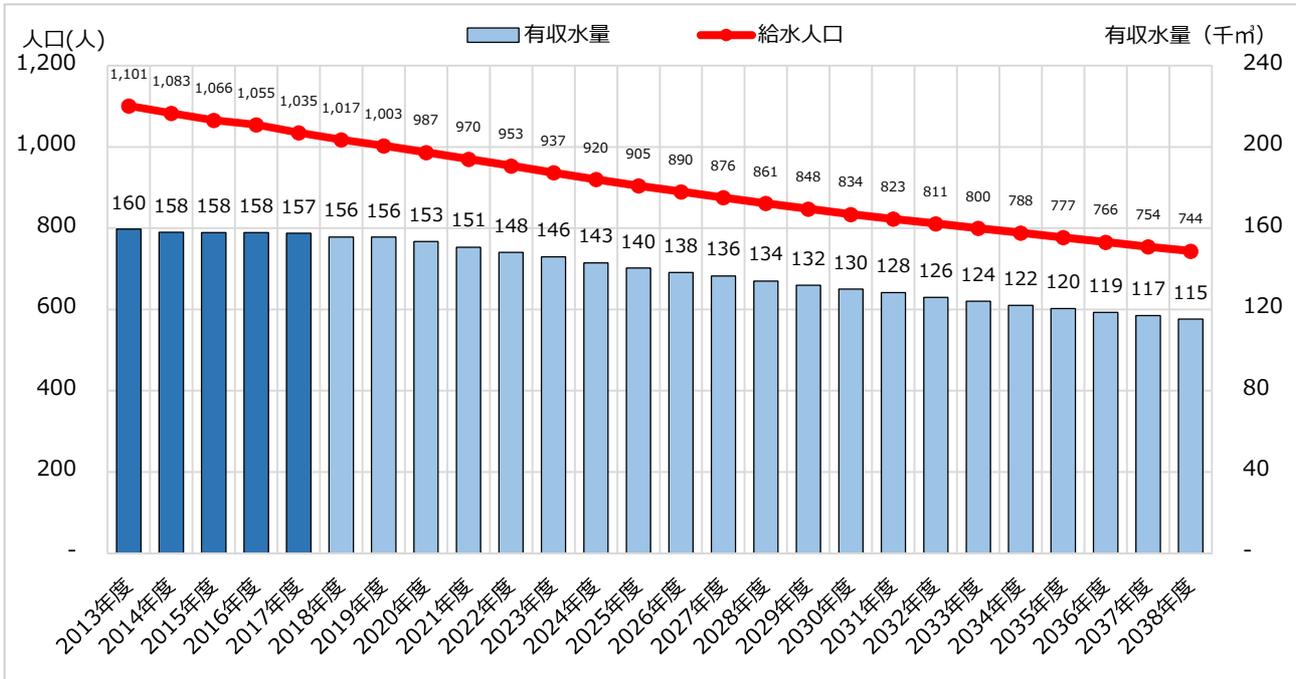


図12 給水人口と有収水量

(3) 料金収入の見通し

料金収入の予測は、過去の水量当たり収入額の実績を基に、有収水量の推計を加味して予測しています。この計画期間内での料金の改定は、平成31年(2019年)度に消費税率の改正分を転嫁することを想定しています。(図13)。

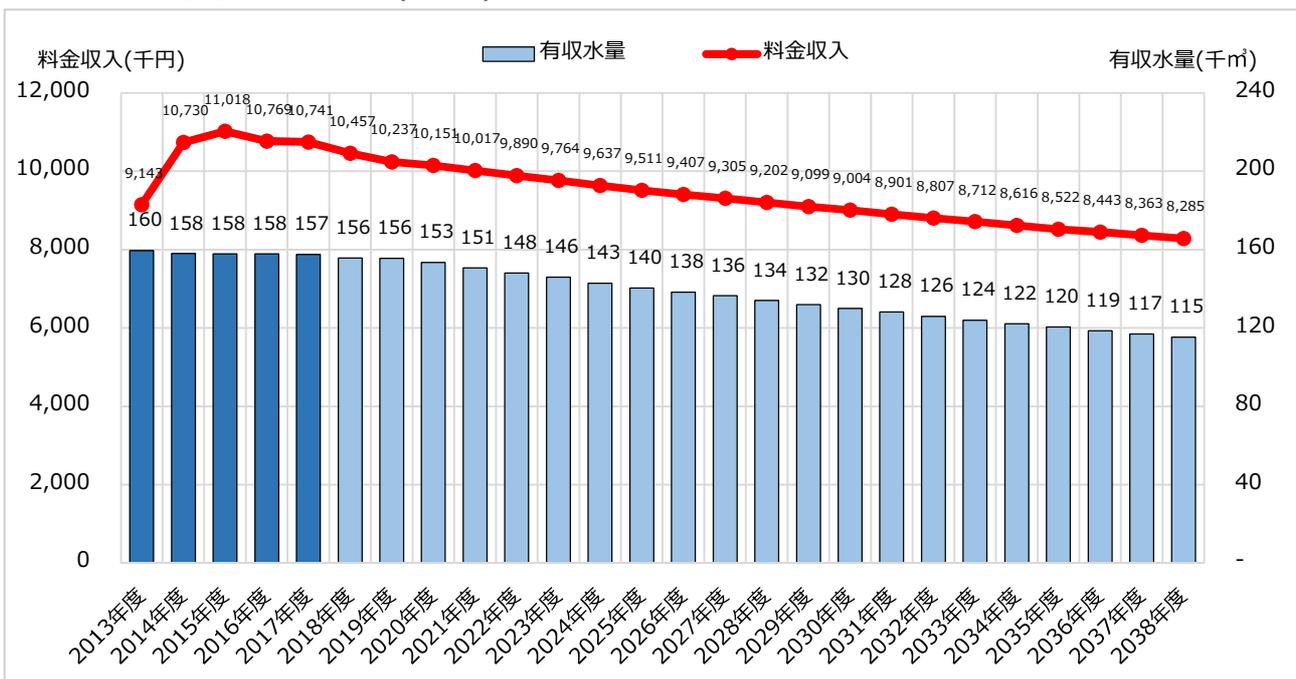


図13 料金収入と有収水量

(4) 施設の見通し

昭和 37 年度から平成 28 年度までの間で、水道施設（取水・導水・浄水・送水・配水・給水装置・計装設備等）の整備に 696 百万円余（現在価値 902 百万円）が投資されています。

※ 施設整備費用については、固定資産台帳（平成 29 年度整備）データを、また、管路延長については、地理情報システム（GIS）データを用いています。

設備の建設年度別の投資額

図 14 のグラフは、1962 年度（昭和 37 年度）からの水道施設の整備に要した事業費の額を年代別にグラフ化したものです。1980 年代前半と 1990 年代前半にピークがあります（図 14）。

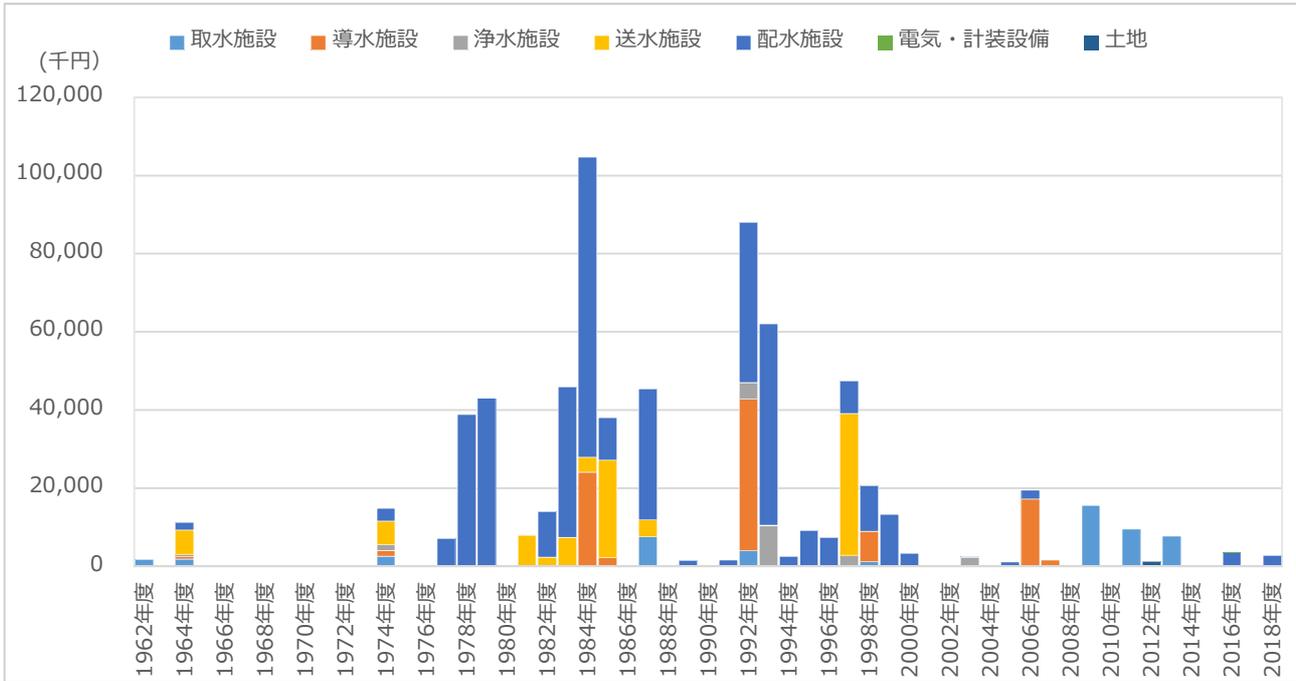


図 14 年度別投資額

また、施設別の事業費は、配水施設 427 百万円（61%）、送水施設 99 百万円（14%）が大きな割合を占めています（図 15）。

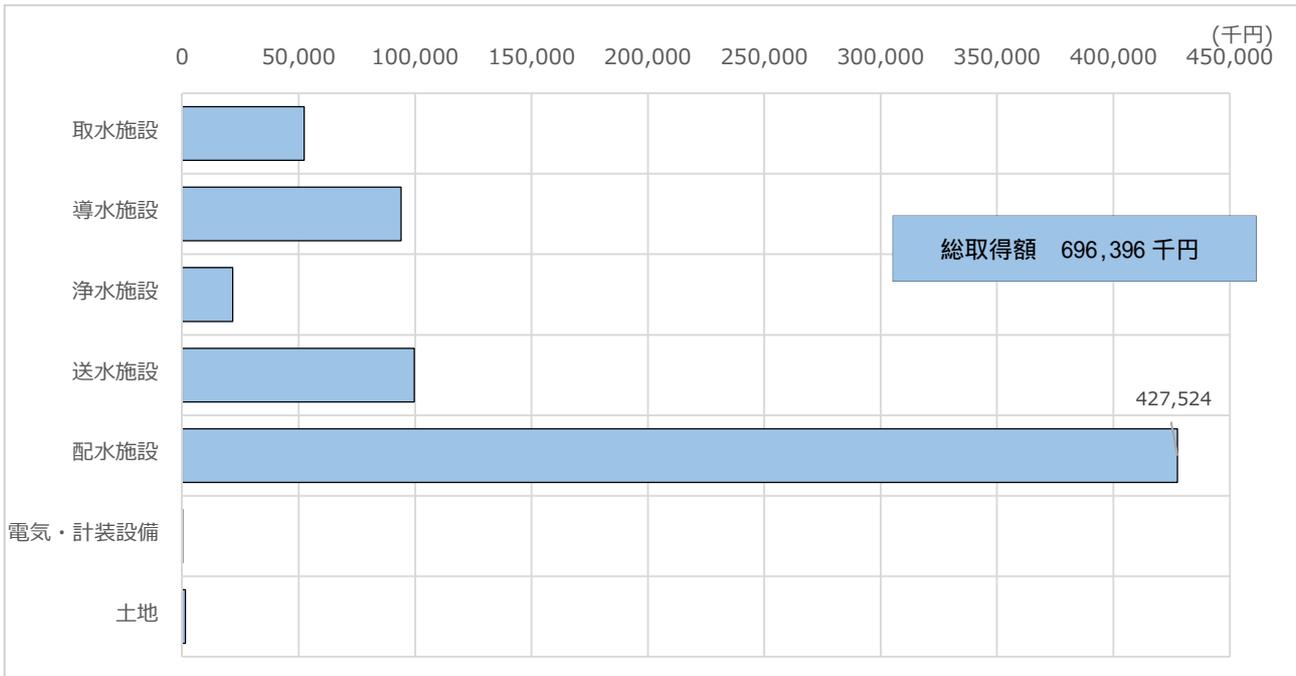


図 15 施設別取得額

管路の状況

地理情報システムデータによる管路延長は、42,576mとなっています。管種は、硬質塩化ビニル管（VP）が57.2%、ダクタイトル鉄管（DIP）が22.8%を占めています。また、管路で法定耐用年数（40年）を経過した延長は14,904mであり全体の35%となっています（図16）。

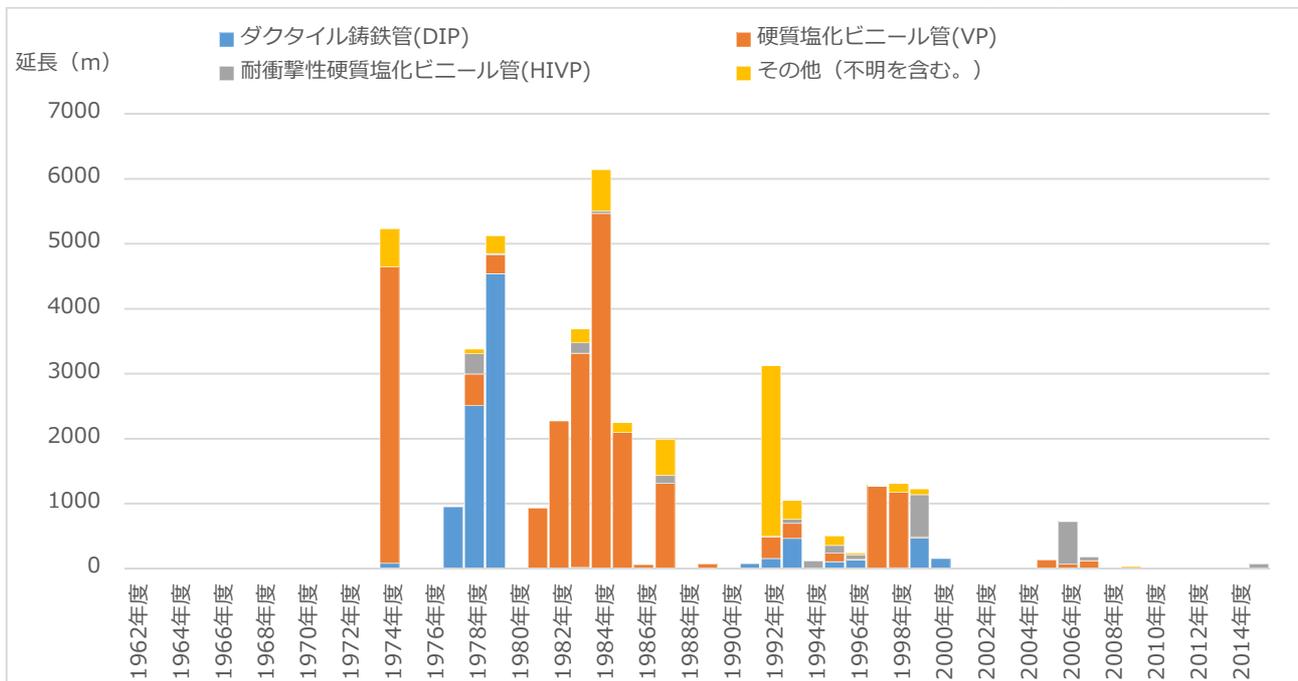


図16 管路の状況

設備・管路の更新需要の額

固定資産台帳や地理情報システム（GIS）のデータにより更新需要を簡易的に試算した結果は以下のとおりです（図 17）。

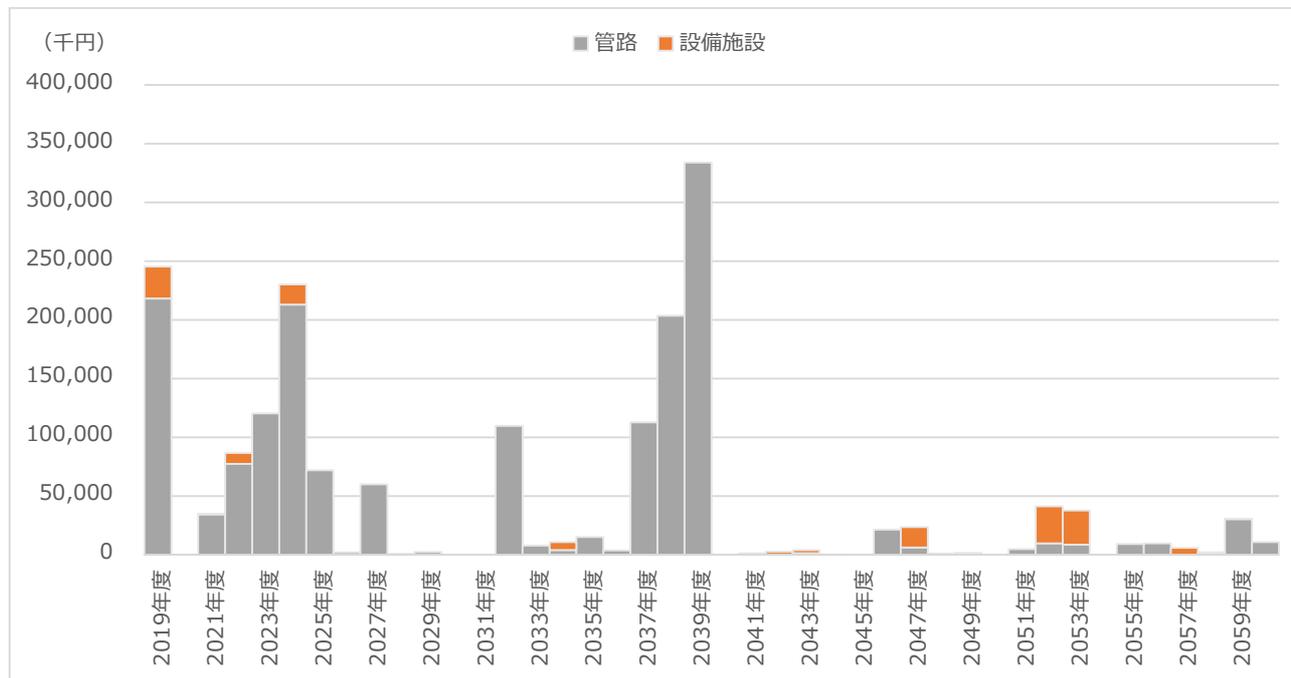


図 17 更新需要額

試算に当たっては、資産種類や管種別に更新基準を定め、建設年度から更新基準を経過した時点で同水準の設備や管路に更新するものとして試算しています。

更新基準は、建物は 50 年、電気・機械設備は 25 年、配水設備などの構築物は 60 年、管路は管種に応じて 40 年～80 年としています。

設備の一部は既に更新時期を経過しており、これらの設備の更新需要額は約 30 百万円です。管路も既に一部が更新時期を経過しており、その更新需要額は約 2 億円です。

既に更新基準を経過した設備や管路の更新のための財源が 2.3 億円必要な上に、今後も更新時期が到来する設備や管路の更新のための財源確保が必要です。なお、将来の更新需要のピーク時には年間 3.4 億円以上の財源が必要になります。

今後、厳しくなることが予測される財政状況においても、安心・安全な水の供給を安定的に続けていくためには老朽化した施設・管路を定期的にも更新していく必要があります。限られた予算の中で優先順位を考慮して計画的に更新を行うことが必要です。

更新需要の平準化

老朽化した施設・施設及び管路の更新による一時的な財政負担の急増や更新業務の過度の集中を避けるために、更新を平準化することが考えられます。

設備・施設及び管路の更新需要額を平準化した場合の各年度の更新投資額は以下のとおりです。

比較的耐用年数が高い管路については15年で平準化し、耐用年数の短い設備については5年で平準化することとしています。平準化により、計画期間の2028年度(平成40年度)までは年平均で約70百万円程度の更新投資額となります(図18)。

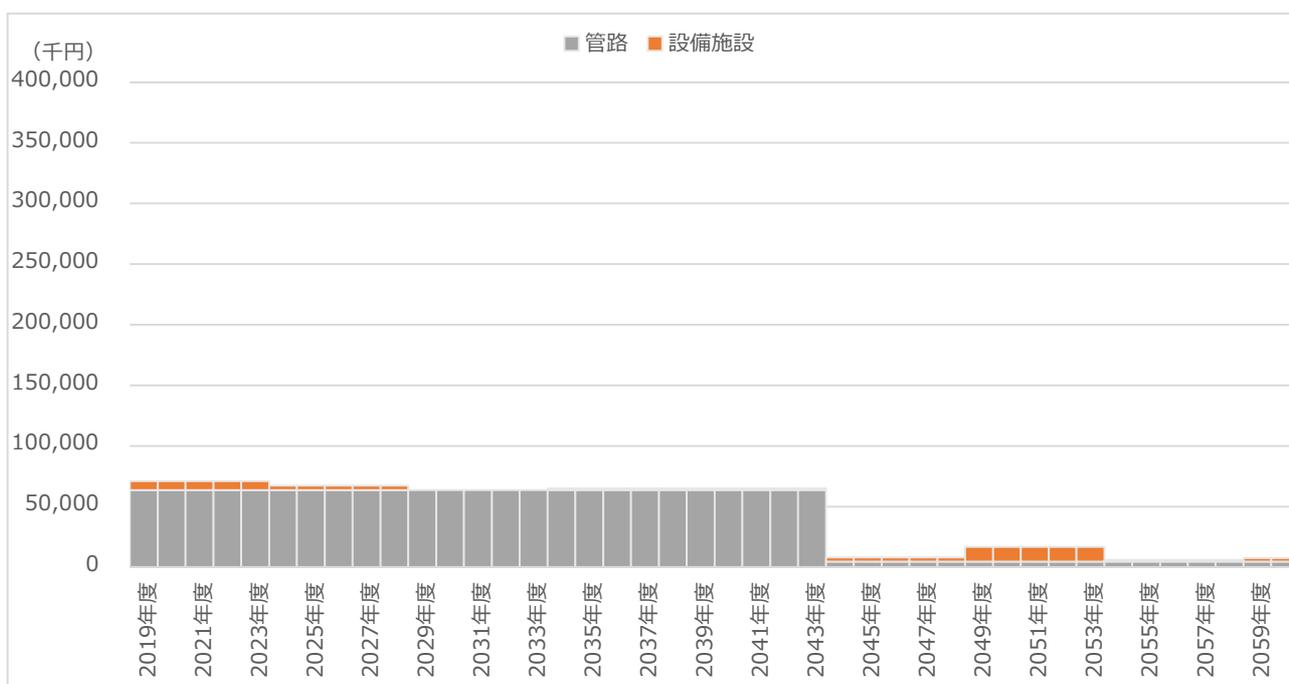


図18 平準化した更新需要額

(5) 組織の見通し

現在、簡易水道事業の担当職員は1名ですが、他の業務を兼務することで、実質的に人件費を削減してきました。また、水質検査の共同実施により間接経費を削減するなど効率的な運営を図ってきました。

既に担当者は1名であり、これ以上の人員の削減は不可能なため、今後も現在の体制を維持していくこととなりますが、更に効率化の余地がないか、施設の統廃合や他の自治体との間接業務の共同化などの可能性も検討していきます。

3 経営の基本方針

一般的に、簡易水道事業は高い資本費より原価が高額となり、料金収入のみによって経営することが困難なために、一般会計繰入金等の外部からの財源に依存している場合が多くなっています。南相木村簡易水道事業においても、一般会計からの繰入金が多額となっており、経営基盤が強いとはいえません。水道事業の継続的な運営を可能とするための経営健全化に向けた取り組みとして、財務的基盤の強化を目指します。

また、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、水道施設の維持に努め、災害時の供給体制の整備を図ります。

(1) 水道施設の維持

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

(2) 災害時の対応

災害時等の応急給水活動に対応できるよう施設等の整備を進めます。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

(3) 経営健全化の取り組み

更新投資の増大が見込まれる中で、財源確保が難しくなることが予想されます。有収率の改善に努める等により経費の削減を図るとともに、原則とされている独立採算制、受益者負担の原則の観点から、適正な料金水準を検討し、安定した経営を目指します。

4 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

別紙様式第2号のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

収支計画のうち投資についての説明

今後の施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増加を見据えて、建設事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行っていきます。

前述の通り、平準化した更新需要を元に、建設事業費は毎年度約70百万円程度の予算を確保することを想定しました（図19）。

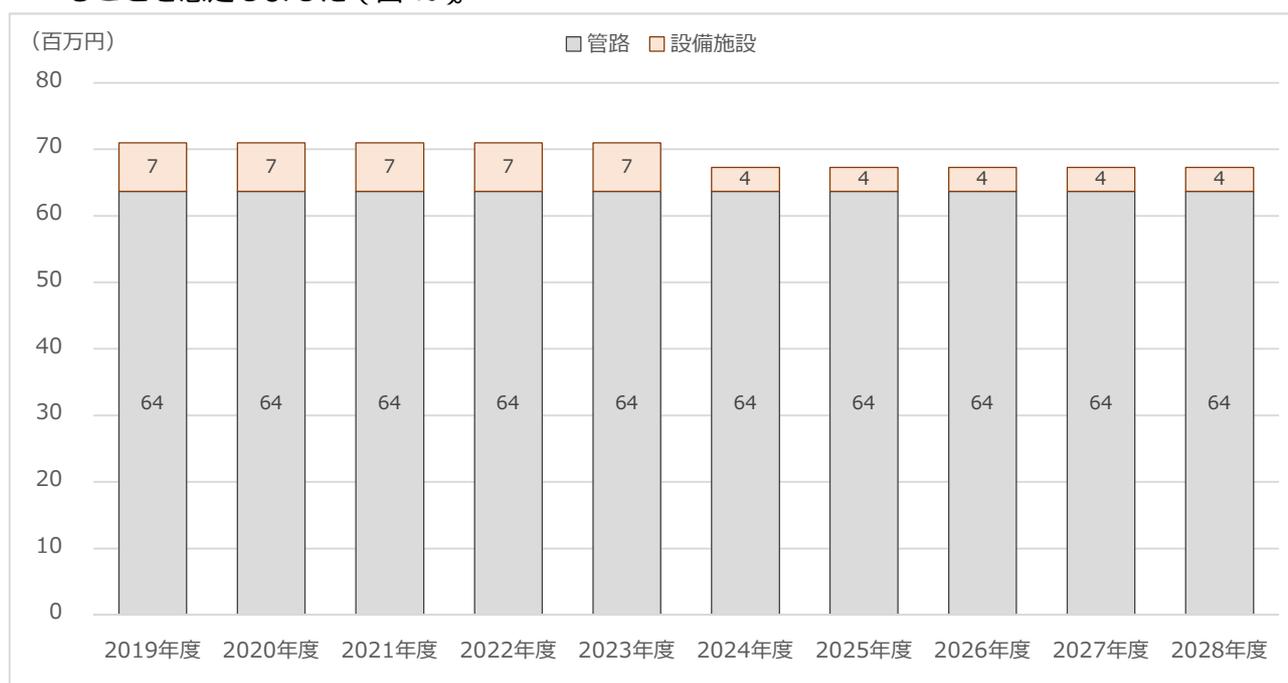


図19 建設事業費

収支計画のうち財源についての説明

財源の主なものは、料金収入、一般会計からの繰入金、地方債となります。

建設改良事業の財源としては、地方債と一般会計からの繰入金で賄うことを想定しています。

A. 料金収入について

前述のとおり料金収入については今後も減少していくと想定されます。

計画期間内では、消費税率の改正に伴う改定以外は見込んでいませんが、将来的には料金の改定をせざるを得ないことが想定されます（図 20）。

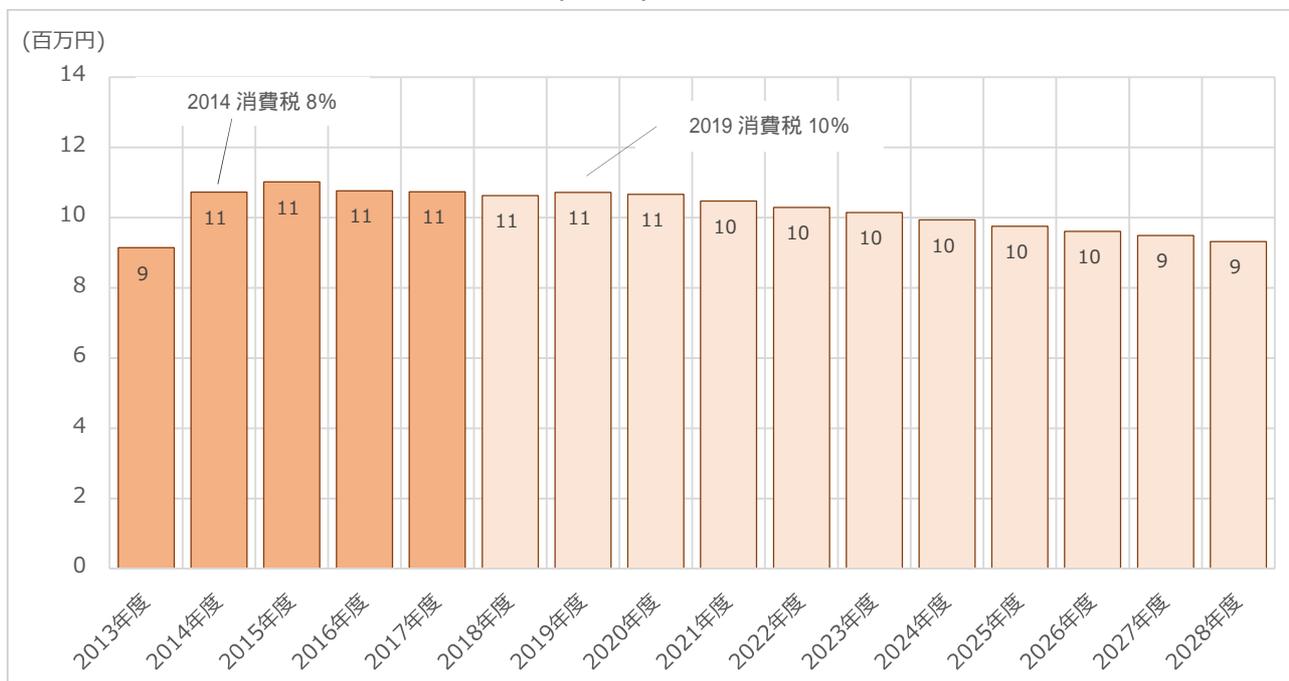


図 20 料金収入

B. 地方債について

建設事業費の財源として、建設改良費の 80%相当額は地方債を充てることを予定しています（図 21）。

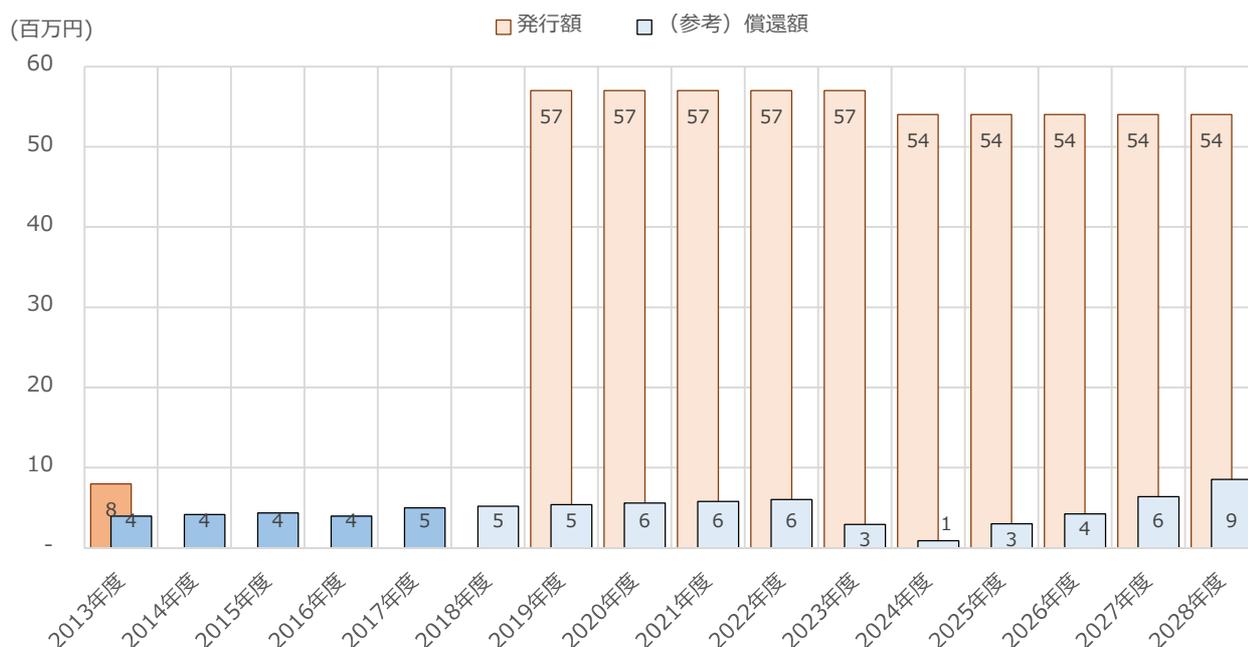


図 21 地方債発行額と償還額

C. 一般会計からの繰入金について

建設改良費の財源として、地方債の発行だけでは不足する財源を一般会計からの繰入金で賄います。また、料金収入だけでは維持管理費を回収できない場合に、不足する額を繰入金で補てんします（図 22）。

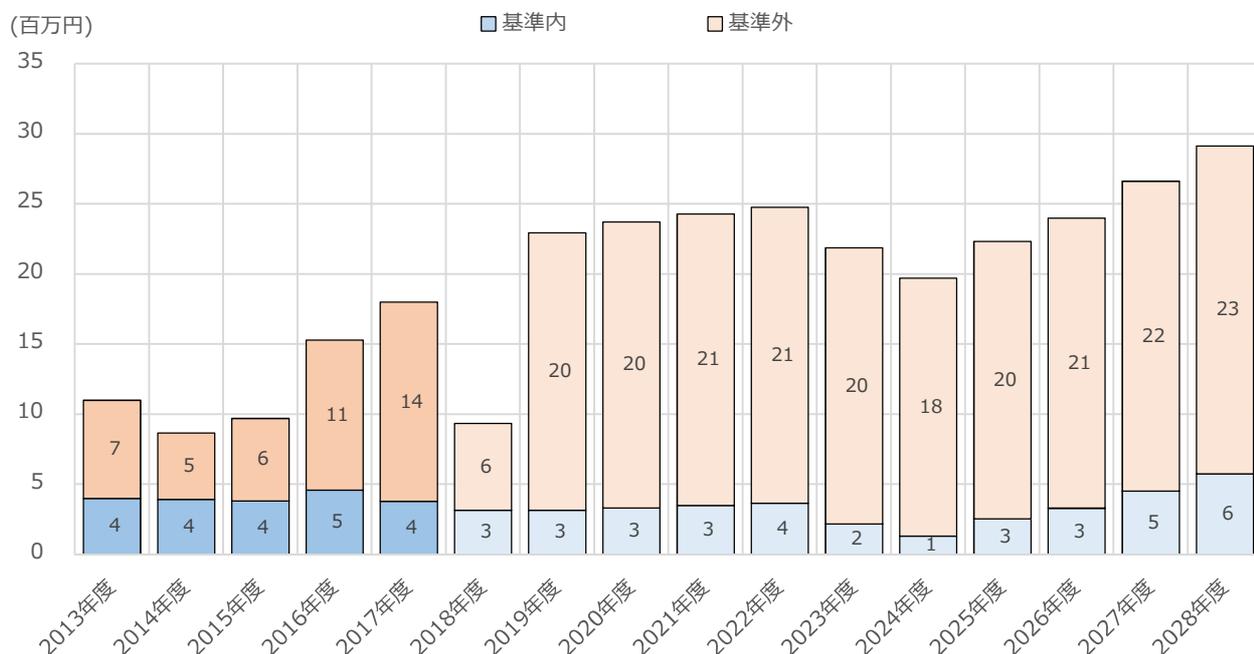


図 22 一般会計繰入金

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息は、平成 29 年度末の地方債に係る将来の支払利息の予定額に、平成 30 年度以降の起債借入による支払利息増加分を合算しています。

計画期間の起債条件は、償還期間 30 年、元金償還据置期間 5 年、利率 0.6%と仮定しています。

人件費は、平成 29 年度以前の直近 5 期の平均を基に同水準が将来も続くと想定しました。その他の経費についても、平成 29 年度以前の直近 5 期の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

なお、将来の消費税増税の影響については、平成 31 年度から 10%で試算をしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資についての検討状況等

今後は人口減少により水需要の減少が予測されるなかで、施設的能力が過剰とならないよう、将来の更新投資時には、施設容量の見直しや管路口径のダウンサイジングを行い、更新投資額の抑制を図ります。

広域化については、地理的特質から近隣の自治体との浄水、配水設備の共用化は困難ですが、水質管理など共同化が可能な業務について検討します。

財源についての検討状況等

安全・安心・安定した水道水を供給するためには、施設設備の計画的な改築・更新が不可欠であり、その財源の確保が最も大きな課題です。受益者負担の原則に立ち、必要な負担について理解を得るための適切な情報提供に努め、受益者負担のあり方について具体的検討を進めます。

投資以外の経費についての検討状況等

近隣自治体で構成する佐久広域連合で、業務の広域化に向けた検討を進めます。また、業務の委託範囲の拡大など民間の活力・ノウハウを活かした効率的な経営の検討を進めます。

職員については、最低限の人数で複数の業務を兼務しながら運営しており、これ以上の削減は困難な状況です。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年に一度を目安として見直し(ローリング)を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

以上

投資・財政計画(収支計画)

H29 H30 消費税10%

(単位:千円,%)

区 分	年 度	No.	H29	H30	消費税10%	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
			前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見〕	本年度 平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1	15,962	14,728	14,618	14,779	14,957	15,042	15,167	15,500	15,783	16,095	16,426	16,701
	(1) 営 業 収 益 (B)	2	10,741	10,576	10,564	10,455	10,269	10,093	9,944	9,741	9,565	9,422	9,305	9,136
	ア 料 金 収 入	3	10,740	10,576	10,564	10,455	10,269	10,093	9,944	9,741	9,565	9,422	9,305	9,136
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	4												
	ウ そ の 他	5	1											
	(2) 営 業 外 収 益	6	5,221	4,152	4,054	4,324	4,689	4,949	5,223	5,759	6,219	6,673	7,122	7,565
	ア 他 会 計 繰 入 金	7	5,221	4,152	4,054	4,324	4,689	4,949	5,223	5,759	6,219	6,673	7,122	7,565
	イ そ の 他	8												
	2 総 費 用 (D)	9	16,336	14,739	14,609	14,811	14,937	15,055	15,200	15,468	15,783	16,089	16,385	16,667
	(1) 営 業 費 用	10	15,046	13,636	13,701	13,764	13,760	13,757	13,754	13,750	13,746	13,743	13,741	13,737
ア 職 員 給 与	11	5,933	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	
うち 退 職 手 当	12	450												
イ そ の 他	13	9,113	7,266	7,331	7,394	7,390	7,387	7,384	7,380	7,376	7,373	7,371	7,367	
(2) 営 業 外 費 用	26	1,290	1,103	908	1,047	1,177	1,298	1,446	1,718	2,037	2,345	2,644	2,929	
ア 支 払 利 息	27	1,290	1,103	908	1,047	1,177	1,298	1,446	1,718	2,037	2,345	2,644	2,929	
うち 一 時 借 入 金 利 息	28													
イ そ の 他	29													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	30	374	12	8	32	20	14	33	31	0	6	41	34	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	31	12,779	5,197	76,394	76,596	76,802	77,012	73,857	68,151	70,314	71,526	73,699	75,779
	(1) 地 方 債 償 還 金	32			57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
	うち 資 本 費 平 準 化 債	33												
	(2) 他 会 計 補 助 金	34	12,779	5,197	19,394	19,596	19,802	20,012	16,857	14,151	16,314	17,526	19,699	21,779
	(3) 他 会 計 借 入 金	35												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	36												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	37												
	(6) 工 事 負 担 金	38												
	(7) そ の 他	39												
	2 資 本 的 支 出 (G)	40	12,779	5,193	76,352	76,555	76,767	76,988	73,878	68,154	70,279	71,505	73,650	75,809
(1) 建 設 改 良 費	41	7,773		70,964	70,964	70,964	70,964	70,964	67,252	67,252	67,252	67,252	67,252	
うち 職 員 給 与 費	42													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	43	5,006	5,193	5,388	5,591	5,803	6,024	2,914	902	3,027	4,253	6,399	8,557	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	44													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	45													
(5) そ の 他	46													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	47		4	42	41	35	24	21	3	35	22	49	30	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	48	374	8	51	8	55	11	54	28	35	28	90	4	
積 立 金 (K)	49													
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	50	886	512	504	554	563	617	628	574	602	637	664	754	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	51													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	52	512	504	554	563	617	628	574	602	637	664	754	758	

様式第2号(法非適用企業)
 <簡水>

投資・財政計画(収支計画)

H29 H30 消費税10%

(単位:千円,%)

区 分	年 度	No.	(単位:千円,%)											
			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度	平成37年度 2025年度	平成38年度 2026年度	平成39年度 2027年度	平成40年度 2028年度
翌年度へ繰り越すべき財源(O)		53												
実質収支黒字(P)		54	512	504	554	563	617	628	574	602	637	664	754	758
(N)-(O) 赤字(Q)		55												
赤字比率($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		56												
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		57	74.8%	73.9%	73.1%	72.4%	72.1%	71.4%	83.7%	94.7%	83.9%	79.1%	72.1%	66.2%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額(R)		58												
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)		59	10,741	10,576	10,564	10,455	10,269	10,093	9,944	9,741	9,565	9,422	9,305	9,136
地方財政法による資金不足の比率((R)/(S)×100)		60												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(T)		61												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)		62												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)		63	10,741	10,576	10,564	10,455	10,269	10,093	9,944	9,741	9,565	9,422	9,305	9,136
健全化法第22条により算定した資金不足比率((T)/(V)×100)		64												
他会計借入金残高(W)		65												
地方債残高(X)		66	32,722	27,529	79,141	130,550	181,747	232,723	286,809	339,907	390,880	440,627	488,228	533,671

他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	No.	(単位:千円)											
			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度	平成36年度 2024年度	平成37年度 2025年度	平成38年度 2026年度	平成39年度 2027年度	平成40年度 2028年度
収益的収支分		67	5,221	4,152	4,054	4,324	4,689	4,949	5,223	5,759	6,219	6,673	7,122	7,565
うち基準内繰入金		68	645	552	454	524	589	649	723	859	1,019	1,173	1,322	1,465
うち基準外繰入金		69	4,576	3,600	3,600	3,800	4,100	4,300	4,500	4,900	5,200	5,500	5,800	6,100
資本的収支分		70	12,779	5,197	19,394	19,596	19,802	20,012	16,857	14,151	16,314	17,526	19,699	21,779
うち基準内繰入金		71	3,148	2,597	2,694	2,796	2,902	3,012	1,457	451	1,514	2,126	3,199	4,279
うち基準外繰入金		72	9,631	2,600	16,700	16,800	16,900	17,000	15,400	13,700	14,800	15,400	16,500	17,500
合 計		73	18,000	9,348	23,448	23,919	24,490	24,961	22,080	19,910	22,532	24,199	26,821	29,343

経営比較分析表（平成28年度決算）

長野県 南相木村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	100.00	1,512	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,061	66.05	16.06
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,055	5.00	211.00

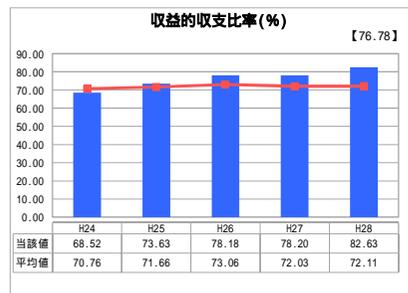
グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)

— 類似団体平均値(平均値)

【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



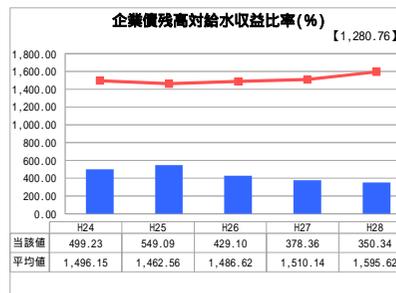
「単年度の収支」



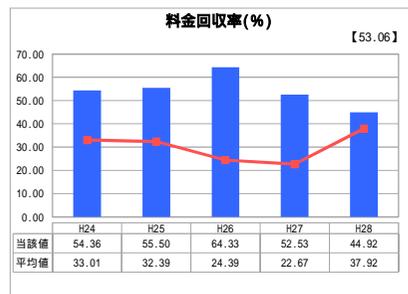
「累積欠損」



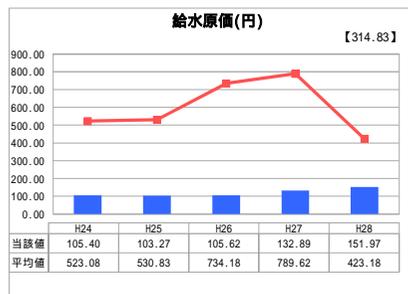
「支払能力」



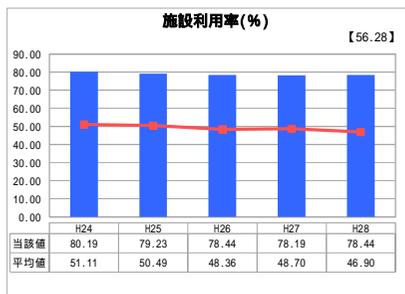
「債務残高」



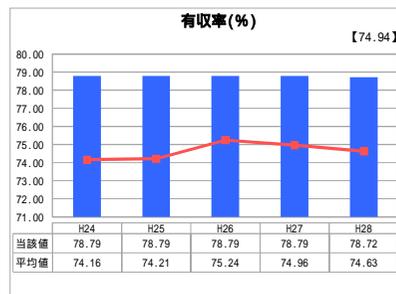
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

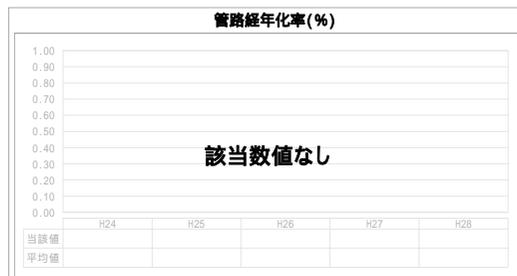


「供給した配水量の効率性」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

南相木村簡易水道事業においては、水道利用者からの使用料（給水収益）と村予算の一般会計からの繰入金により収益を賄っている。

水道事業の持続的な健全経営を引き続き図って行かなければならないが、これまでと同様に自治体が運営する事業ということで収益を重視するというよりは住民に対する福祉目的のためという側面がやはり大きい。

そのための収益に直結する水道料金については利用者の極端な負担にならないような料金設定にしている。

しかし、今後は過疎化等による益々の人口減少による収入減と維持管理等に関連する支出のバランスは、これまで以上に経営環境が厳しくなることが想定される。

今後、中長期的な計画で上記の施設の更新を進めること必要不可欠であるので、そのための投資費用を勘案した経営に変化させなければならぬ。

経営の健全性・効率性を維持していくために考えることは、水道事業で水道水の安定供給を遂行するため過水期に向けた漏水箇所の特定と水道施設の定期的な点検を継続することであるが、その中で現在の南相木村に合った住民福祉と水道事業の安全経営という二つの観点の中で、どのようにバランスが取れた運営を継続していくことが課題である。

2. 老朽化の状況について

管路等の老朽化については、施設の更新は必要不可欠であるため、更新に係る投資が集中しないよう中長期的な計画で実施していく必要がある。

当面は大規模な管路の更新改良を見込んでいないため同水準のままであると見込んでいるが、今後は老朽化した施設更新を計画・実施していかなければならない。

投資に係る費用を勘案し、水道事業の経営をどのように運営していくのか考えていく必要がある。

全体総括

水道事業の健全な経営という方向を目指す上で、今後必ず必要になる投資と収益のバランスを見てどのように運営していくのか方向性を示さなければならない。

その中では、収益となる利用者負担の増を考える必要がある。

平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。